

議案第96号

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年12月10日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市墓地条例の一部を改正する条例

新居浜市墓地条例（昭和51年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（用途）

第3条 墓所（墓地又は墓園において墳墓を設けるために区画された土地をいう。以下同じ。）及び新居浜市第2平尾墓園に設置する合葬式納骨施設（以下「合葬式納骨施設」という。）は、焼骨等（焼骨及びこれに類する遺骨をいう。以下同じ。）を埋蔵し、又は収蔵する目的以外に使用してはならない。

（使用申請者の資格）

第4条 墓所又は合葬式納骨施設の使用申請ができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

（1）墓所 祭しを主宰する者であって、市内に本籍又は住所を有するもの

（2）合葬式納骨施設 市内に本籍又は住所を有する者及び死亡時に市内に本籍又は住所を有していた者の祭しを主宰する者

（使用申請の制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、現に墓所又は合葬式納骨施設を使用している者は、使用申請をすることができない。

第6条を削る。

第7条第1項中「墓地又は墓園の墓所」を「墓所又は合葬式納骨施設」に、「市長に使用の許可を申請し、許可」を「あらかじめ市長の許可」に改め、同条第2項中「墓地又は墓園の墓所」を「墓所又は合葬式納骨施設」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、墓所又は合葬式納骨施設の管理上必要な条件を付することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第7条 墓所及び合葬式納骨施設の使用期間は、次のとおりとする。

(1) 墓所 永代

(2) 合葬式納骨施設(納骨壇) 25年以内

(3) 合葬式納骨施設(合葬室) 永代

2 合葬式納骨施設の納骨壇(以下「納骨壇」という。)の使用期間は、前項第2号に規定する使用期間の範囲内において、1回に限り、変更することができる。この場合において、使用者は、使用予定年数(許可証に記載された使用期間をいう。以下同じ。)が満了する日の前日までに、当該変更について、市長の許可を受けなければならない。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 墓地の墓所の使用料は、使用する墓所の面積に、0.1平方メートルにつき2万1,000円を乗じて得た額とする。

2 墓園の墓所の使用料は、1区画につき52万5,000円とする。

3 合葬式納骨施設の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 納骨壇(1体用) 使用予定年数に、1年につき1万500円を乗じて得た額

(2) 納骨壇(2体用) 使用予定年数に、1年につき2万1,000円を乗じて得た

額

(3) 合葬室(前2号の納骨壇を使用する者を除く。) 1体につき 1万500円

第9条中「墓地又は墓園の墓所の使用許可」を「使用許可」に、「前納させる」を「後納させる」に改める。

第10条第1項中「墓地の墓所」を「墓所」に、「その使用に係る墓所」を「当該墓所」に、「に努め、工作物その他の」を「並びに工作物等の適切な」に、「の責を負う」を「に努める」に改め、同条第2項中「墓地の墓所」を「墓所」に、「その使用に係る墓所内」を「当該墓所内」に、「これを」を「これらを」に改め、同条第3項ただし書中「使用の瑕疵」を「瑕疵」に、「損壊その他これに類するもの」を「損壊等」に改める。

第11条の見出し中「期間」を「管理期間」に改める。

第12条中「墓地又は墓園の使用料及び墓園の」を「使用料及び」に、「これを」を「これらを」に改める。

第13条第1項中「墓地及び墓園の墓所」を「墓所」に、「相続人若しくは親族又は縁故者等」を「相続人、親族、縁故者等」に改め、同条第2項中「墓地及び墓園の墓所」を「墓所」に改める。

第14条の見出し中「使用」を「墓所等」に改め、同条中「墓地又は墓園の墓所の使用者は、その使用に係る墓所の全部又は一部が不要となったとき」を「使用者は、改葬等の理由により墓所又は納骨壇の使用を終了し、これらを返還する場合」に、「その墓所を」を「これらを」に改める。

第15条第1項を削り、同条第2項中「墓地又は墓園の墓所」を「墓所」に、「移転に」を「当該移転に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「墓地又は墓園の墓所」を「墓所」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条第1項中「墓地又は墓園の墓所の使用」を「墓所又は合葬式納骨施設の使用許可」に改め、同項第1号中「墓地又は墓園の墓所を第4条」を「第3条」に改め、同項第2号及び第3号中「墓地又は墓園の墓所」を「墓所」に改め、同項第4号中「使用料」を「使用料及び管理料」に改め、同条第2項中「墓地又は墓園の墓所」を「墓所又は納骨壇」に、「その墓所を」を「これらを」に改める。

第17条を次のように改める。

(使用権の消滅等)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅する。

(1) 使用許可の日から 1 年以上経過しても当該墓所を使用せず、又は墓碑等の工作物を設けてその表示をしないとき。

(2) 焼骨等を埋蔵せず、又は埋蔵した焼骨等を他に改葬した使用者が、市外に転籍し、及び転出してから 3 年を経過したとき。

(3) 使用者が死亡し、第 13 条第 1 項に規定する使用の承継者がいないとき。

2 納骨壇の使用権は、第 6 条又は第 7 条第 2 項の規定により許可を受けた使用期間が満了したときに消滅する。この場合において、市長は、当該納骨壇に収蔵された焼骨等を合葬式納骨施設の合葬室（以下「合葬室」という。）に改葬するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により墓所の使用権が消滅したときは、当該墓所に埋蔵された焼骨等及び墓碑その他の物件を市長が別に定める場所に改葬し、又は移転することができる。

第 18 条の見出し中「不還付」を「還付」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、納骨壇に係る既納の使用料は、規則で定めるところにより、還付することができる。

第 20 条を削り、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中

「

墓地及び墓園名
新居浜市第 1 真光寺墓地
新居浜市第 2 真光寺墓地
新居浜市土ヶ谷墓地
新居浜市黒岩墓地
新居浜市第 1 平尾墓園
新居浜市第 2 平尾墓園
新居浜市第 3 平尾墓園

」

種別	名称
墓地	新居浜市第 1 真光寺墓地
	新居浜市第 2 真光寺墓地
	新居浜市土ヶ谷墓地
	新居浜市黒岩墓地
墓園	新居浜市第 1 平尾墓園
	新居浜市第 2 平尾墓園
	新居浜市第 3 平尾墓園

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市墓地条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後墓所又は合葬式納骨施設の使用許可を受ける改正後の条例第 6 条第 3 項に規定する使用者及びその承継者について適用し、施行日前に墓地又は墓園の墓所の使用許可を受けた改正前の新居浜市墓地条例（以下「改正前の条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する使用者及びその承継者については、当該使用者及びその承継者が施行日において現に埋葬している死体若しくは遺骨又は焼骨若しくはこれに類する遺骨を改葬するまでの間、なお従前の例による。
- 3 施行日において現に改正前の条例の規定により墓地又は墓園の墓所の使用許可を受けている使用者は、改正後の条例の規定による墓所の使用許可を受けた使用者とみなす。

提案理由

第 2 平尾墓園に合葬式納骨施設を設置することに伴い、当該施設の使用料等を定めるとともに、既存の墓地及び墓園の墓所の使用料等を改めるため、本案を提出する。